

石見神楽を活用した 外国人等観光客誘致事業 募集要項

令和 6 年 10 月

一般社団法人 浜田市観光協会

石見神楽を活用した外国人等観光客誘致事業 募集要項

1 趣旨・目的

石見神楽は、浜田市が誇る伝統芸能で、市内には 50 以上の神楽団体が 있습니다。また、浜田市は石見神楽面、石見神楽衣裳、石見神楽蛇胴、石見神楽笛、石見神楽花火などの伝統のものづくりが生まれ発展した「石見神楽を創り出したまち」でもあります。

浜田市では、石見神楽を観光戦略の柱として、伝統芸能の殿堂・国立劇場や江戸三大祭りの一つ「深川八幡祭り」、大阪「御堂筋ランウェイ」等で石見神楽を公演し、その魅力の発信と認知度向上に取り組んでいます。また、2025 年大阪・関西万博では、EXPO ホール（大催事場）にて、浜田の石見神楽単独公演を予定しており、世界に向けて、浜田の石見神楽を発信することとしています。

こうした認知度向上の取り組みに加えて、「石見神楽を活用した外国人等観光客誘致事業」（以下「本事業」という。）では、民間事業者が行う石見神楽を活用した旅行コンテンツの造成やプロモーション、販路開拓を支援し、浜田市への外国人等観光客の誘致を促進し、観光振興、地域経済の活性化を図るものです。

2 事業の性質及び事業規模（上限額）

本事業は、民間事業者の取り組みを支援するため、当該事業に要する経費を上限額まで全額負担します。

事業の規模については、1 件当たり 100 万円（税込）を上限としますが、全体の応募件数の多寡や、選定委員会の審査を踏まえ、採択する金額を調整させていただくことがあります。

3 採択条件

提出された応募書類に基づき、選定委員会による審査を行います。審査の結果、条件付きで採択となった事業については、採択条件を反映させた業務計画書の提出と事業の実施を行っていただくこととなります。

応募書類で入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員に提供します。採択に当たり合意した事項が行われず又は守られない場合、書類に虚偽の記載があった場合、精算時に必要書類・根拠書類を提出できない場合等には、申請が無効となることや、経費の一部又は全部が支払われないことがあります。

4 本事業の流れ

	名称	時期	概要
1	応募	公募開始10月初旬～ 10月18日(金)正午	期限内に応募書類を浜田市観光協会へ提出 (メール)
2	審査期間	10月21日(月)～ 10月25日(金)	選定委員会による内容審査
3	選定結果通知	10月末頃	選定結果通知、選定結果公表
4	契約手続き	11月頃初旬	浜田市観光協会と申請者間での契約手続き
5	事業の実施	契約手続き締結後～	
6	事業完了	令和7年3月21日(金)	事業報告書の提出、精算処理

5 応募対象者(申請者)

本事業の対象となる者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)で規定する第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた旅行会社とします。

6 募集対象事業

以下の条件を全て満たした取組が、本事業の採択・支援対象になります。

- (1) 石見神楽を活用した観光客誘致の取組であること

外国人観光客のみの誘致	可
外国人観光客及び国内観光客誘致	可
国内観光客のみの誘致	可
※販売する旅行コンテンツを、2つ以上計画すること。	

- (2) 浜田市内の宿泊者数増加に資する取組であること
 (3) 令和6年度中に旅行コンテンツを販売すること
 (4) 継続的に販売することを前提とした取組であること

7 事業実施期間

浜田市観光協会と契約締結した時点から令和7年3月21日(金)までに事業報告書を提出すること。

8 選定方法・選定数

事業実施者の選定にあたっては、以下に示す「選定基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、選定委員会において審査を行い、予算の範囲内で採択します。

募集期間終了後、必要に応じて、運営事務局から申請者等に対して、追加資料の提出や、ヒアリングの実施等を依頼する場合があります。

選定数は【3社】を予定しています。

9 選定基準

選定にあたっては、以下の観点から審査を実施します。

(1) 要件審査

- ① 応募主体が、5に掲げる要件を満たしていること。
- ② 事業内容が、6に掲げる要件を満たしていること。

(2) 内容審査

申請内容に関して、次の観点から、選定委員会において審査します。

- ① 石見神楽及び石見神楽面、石見神楽衣裳、石見神楽蛇胴など伝統のものづくりの魅力を活用
- ② 事業内容・具体性
- ③ 計画性・事業継続性
- ④ 経費の妥当性
- ⑤ 誘客人数・販売価格

(3) 加点項目

次の内容が含まれる事業は、審査において加点します。

- ① 別添の「神楽産業の職人との交流・体験&スペシャル弁当付き浜田の石見神楽 プレミアム観覧席ツアー！」又は「IWAMIKAGURA STAY」の全部又は一部を活用する。
- ② 令和6年度中に万博観光ポータルサイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」に本事業の旅行コンテンツを登録する予定がある。
- ③ 外国人観光客及び国内観光客誘致のどちらも実施する計画。

10 選定結果の通知

選定結果については、浜田市観光協会から、申請者に対して選定結果を通知します。

個別の審査結果に関する問い合わせにはお答えできません。

11 応募方法

(1) 申請書類はメールで提出してください。

※メールは、浜田市観光協会及び浜田市観光交流課の両方に送信ください。

info@kankou-hamada.org (浜田市観光協会)

kankou@city.hamada.lg.jp (浜田市観光交流課)

※メールの件名の冒頭に、必ず「**【提出】石見神楽を活用した外国人等観光客誘致事業**」と付記してください。

(2) 申請期限 令和6年10月18日(金)正午(必着)

当該期限までに受領したものを有効な申請として取り扱います。

(3) 提出内容

次の各書式をPDFで提出してください。

①様式1：応募申請書

②様式2：事業計画書

③様式3：実施スケジュール

④旅行コンテンツの行程表又はモデルコース等(様式は任意)

⑤見積書(具体的に記載すること)

⑥その他事業内容をより分かりやすく説明するための資料(提出は任意)

(4) 申請後の連絡

電子メールの受信後、運営事務局から3営業日以内に受信確認のメールを送付します。

12 募集手続きに関する質問

(1) 質問受付期間 令和6年10月4日(金)～11日(金)12:00

(2) 質問方法 電子メールによりお問い合わせください。

※メールは、浜田市観光協会及び浜田市観光交流課の両方に送信ください。

info@kankou-hamada.org (浜田市観光協会)

kankou@city.hamada.lg.jp (浜田市観光交流課)

※メールの件名の冒頭に、必ず「**【問合せ】石見神楽を活用した外国人等観光客誘致事業**」と付記してください。

(3) 質問後の連絡

電子メールの受信後、浜田市観光協会から受信確認のメールを送付し、追って回答のメールを送付します。質問の提出状況によりすぐに

回答できない場合がありますので、時間的余裕をもって質問してください。

13 事業の実施に付随する業務

(1) 事業の進捗状況等の報告

浜田市観光協会から、事業の進捗状況を伺う場合がありますのでご協力ください。

(2) 事業報告書の作成

事業期間内に当該事業に関する報告書を作成していただきます。本報告書では、事業の実施内容のほか、事業の成果、課題の抽出、今後の販売計画（R7年～9年の3ヵ年）の記載をお願いします。

(3) 令和7年度以降の販売状況の報告

令和7年度以降の販売状況（浜田市への観光客誘致状況）について、浜田市観光協会から報告依頼があった場合は、ご報告をしていただきます。

14 お問い合わせ

(1) 事業全般に関すること

浜田市観光交流課 石見神楽係 0855-25-9531

(2) 応募に関すること

一般社団法人 浜田市観光協会 0855-24-1085